



『食』は、私たちの健康の基本 6月は食育月間です

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

できる事から始めてみましょう。今日からあなたも「食育」を！

「食育」とは

「食育」とは、自らの健康を守るため、子どもの頃から食の安全に関する知識や食の選択をする力を身に付け、健全な食生活を実践できる人を育てることです。

現在の食生活は、栄養の偏り、不規則な生活、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩せ志向などのさまざまな問題をはらんでいます。

「食べること」の意義

「食べること」は、私たちが生きていく上での基本であり、健康は日々の食事の積み重ねにあります。食育は、子どもたちが健康的に成長していくために、また、子どもたちだけでなく、誰もが健全な生活を維持し、生き生きと暮らすためにも重要なものです。

食育は身近なことから始めましょう！

第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画の目標

- ①規則正しい習慣(早寝早起きなど)を身に付け、朝食を食べる時間を確保しましょう。
- ②家族で食卓を囲む機会を増やしましょう。
- ③主食(ごはん、パン、麺など)、主菜(肉、魚、卵、豆など)、副菜(野菜、海藻など)をそろえた食事をしましょう。



町で行ったアンケート結果(平成28年度)

『主食・主菜・副菜をそろえた食事を食べていますか?』

- ・「ほとんど毎日食べている」人の割合
成人全世代……50.8%
20歳代 ……35.3%
- ・「ほとんど食べない」人の割合
成人全世代……7.8%
20歳代 ……19.1%



令和3年までに「ほとんど毎日食べている」成人全世代の割合が55%となることを目標としています。



行政への苦情や要望などを受け付け 行政相談委員が委嘱されました

総務課 総務法制係 ☎(232)2111

板垣勝幸さん(あさひヶ丘)が菊陽町担当の行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、行政運営の改善などに熱意を持った人に委嘱されます。住民の皆さんの毎日の暮らしの中で感じた行政の仕事への苦情や要望などを直接受け付けます。住民と行政の

イプ役となり、その解決、実現のお手伝いをします。相談は無料で、秘密は守られます。

町では、定期的に相談所を開設していますので、お気軽にお越しください。詳しい日程は、広報きくよう「ふれあい総合相談」内の「行政相談」をご覧ください。



菊池地域農業協同組合と災害時の施設利用 や物資供給、防災活動に関する協定を締結

総務課 交通防災係 ☎(232)2111

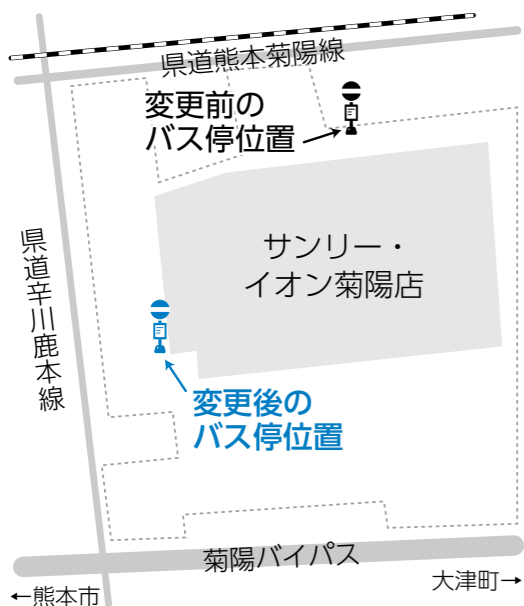
菊陽町と菊池地域農業協同組合とは3月、「災害時における施設等の利用、物資の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定」を締結しました。この協定は、災害時に速やかに円滑な支援物資の集積場を確保し、被災者に物資を供給、また、平常時においても相互が情報交換などを行い、緊急時に備えることを目的として締結されたものです。



災害時の迅速な物資供給活動が可能になります

イオン菊陽店のバス停の位置が変わります

道路の工事に伴い、菊陽町巡回バス「キャロッピー号」のバス停の位置が変わります。



店舗東側の道路の工事に伴い、イオン菊陽店北側に設置している「イオン菊陽店」のバス停を6月16日(日)から左図のとおり移設しますので、ご利用の際はお気を付けてください。

なお、工事の終了後にはバス停を現在の位置に戻す予定です。その際は、再度お知らせします。

■問い合わせ
総合政策課 地域振興係
☎(232)2112



キャロッピー号

みんなで盛り上げよう！ 菊陽町夏まつり出演者募集！



- 日時 8月3日(土) 午後5時～7時ごろ
- 場所 杉並木公園特設ステージ
- 対象 構成員が主に町内在住で、活動実績がある団体
- 演目 演技のジャンルは問いません(カラオケ以外)
- 演技時間 10分以内(準備・撤収含む)
- 定員 8団体程度(多数の場合、選考により決定)
- 申込方法 町商工会や生涯学習課、町ホームページにある応募用紙を町商工会または生涯学習課に提出
- 申込期限 6月14日(金)
- その他 謝礼・交通費などの支給はありません。
- 問い合わせ
生涯学習課 生涯学習係 ☎(232)4917

特別児童扶養手当及び特別障害者 手当などの額が改定されました

平成31年4月分の手当から、各種手当の額が改定されました。

名称	支給対象	平成31年4月分からの支給額(月額)	
		旧額	新額
特別児童扶養手当	自宅で障がいのある子どもを育てている親など	1級	52,200円
		2級	34,770円
障害児福祉手当	在宅で重い障がいのある子ども	14,790円	140円増
特別障害者手当	在宅で重い障がいのある大人	27,200円	260円増
経過的福祉手当	昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人	14,790円	140円増

■問い合わせ
福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913